

海区漁業調整委員会委員の改選について

1 海区漁業調整委員会とは

海区漁業調整委員会は、海面漁業に関する事項を処理するため、漁業法第 136 条及び地方自治法 180 条の 5 に基づき設置される行政委員会、知事の監督に属します。

委員会は、農林水産大臣が定めた一定範囲の海面に設けられた「海区」ごとに設置され、鳥取県の地先海面の場合は「鳥取海区」が定められており、鳥取海区漁業調整委員会が設置されています。

2 海区漁業調整委員会の機能と役割

海区漁業調整委員会では、海面漁業に関する重要事項に関して、知事への答申、建議としての機能の他、委員会自らが指示や裁定などを行う決定機関として、次のような漁業に関する広範な権限、機能が与えられています。

【答 申】漁業法等で規定された知事からの諮問事項を審議し、答申

【建 議】知事に対し漁業調整上必要なことを意見（委員会指示に従うべきことを命ずべき申請等）

【決 定】決定機関として、漁業調整上必要な指示、裁定等を実施（水産動植物の採捕制限・禁止等の委員会指示や、入漁権の設定等の裁定等）

【その他】上記の他、連合海区漁業調整委員会の設置により、隣接する海区との入会操業に係る調整など、漁場利用に係る様々な調整案件を担っています。

（参考）海区漁業調整委員会指示

漁業法第 120 条に基づき、委員会は水産動植物の繁殖保護や漁業紛争の防止等、漁業調整上必要と認めた場合に、関係者に対し水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができます。

【委員会指示の性格】

一般的、固定的な制限禁止について定める法令（漁業法や県漁業調整規則等）に対し、委員会指示は、それを補完する措置として随時的、局所的な対応を行うものです。

漁業調整上必要があれば、漁業者又は漁業従事者に限らず遊漁者等適用すべきすべての者に指示することができます。委員会指示に違反した場合は、罰則が適用されることがあります。

【罰則】漁業法第 191 条 1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料（漁業法第 120 条第 11 項に基づく県知事からの指示に従うべき命令に違反した場合）

3 第 23 期鳥取海区漁業調整委員会委員について

【任 期】令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで（4 年間）

【委員定数】10 名（漁業者・漁業従事者委員 6 名、学識経験委員 3 名程度、中立委員 1 名以上）

【報酬日額】鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例 第 2 条により規定
会長 17,300 円、委員 15,300 円

4 委員の要件

（1）漁業者・漁業従事者委員

- ・漁業者又は漁業従事者であること
- ・海区に沿う市町村に住所又は事業所があること
- ・1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み、又はこれに従事していること

（2）学識経験委員 資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者

（3）中立委員 海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者

（4）一般委員（上記の分類に含まれない委員） 義務ではないが、選任することも可能

※ 委員の任命に当たり、県知事は、委員の年齢・性別等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、漁業者・漁業従事者委員が過半数になるようにし、漁業者又は漁業従事者が営み、又は従事する漁業の種類、操業区域等の事項に著しい偏りが生じないように配慮

5 鳥取海区漁業調整委員会の委員の任命方法

- ・ 県知事は、漁業者・関係団体からの推薦や候補者の募集を行う。
- ・ 委員の選任に当たっては、漁業者・関係団体からの推薦や候補者の募集結果を尊重して、議会の同意を得たうえで、県知事が任命。

(1) 推薦及び募集の方法

- ① 漁業者等からの推薦、② 漁業関係団体からの推薦、③ 一般募集

(2) 推薦を受ける者及び応募する者の資格

【法定要件】 (ア)～(ウ) 漁業法第 138 条第 4 項：欠格要件

- (ア) 年齢満 18 歳未満の者でないこと
- (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
- (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者でないこと
- (エ) 県議会議員でないこと（漁業法第 140 条：兼職の禁止）

【鳥取海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱（令和 2 年 10 月）で定める要件】

- (ア) 他の附属機関の委員に就任していないこと
- (イ) 委員会の会議等に出席できること
- (ウ) 鳥取県暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと
- (エ) 県職員でないこと

(参考) 選任に当たり考慮する本県独自の基準（附属機関委員選任基準）

- (ア) 長期在任の制限 委員の在任期間は、原則として 8 年間まで
- (イ) 年齢基準 就任時点で 70 才未満、再任の場合は 75 才未満
- (ウ) 男女別委員数の是正
男女いずれか一方の委員の数が、委員の総数の 10 分の 4 未満とならないようにすること
- (エ) 公募委員の選任
- (オ) 重複選任の制限
- (カ) 県職員就任の制限
- (キ) 県議会議員就任の制限
- (ク) 市町村長及び市町村議会議員就任の制限

(3) スケジュール（案）

8 月 ： 推薦・募集期間はおおむね 30 日間（8/1～8/30）

※ 推薦・募集期間の中間及び期間終了後に推薦を受けた者及び応募した差に関する情報、推薦を受けた者の委員の区分ごとの数、応募した者の委員の区分ごとの数をホームページで公表

9～10 月：候補者の選定

3 月 ： 任命（11 月鳥取県議会で承認を得た後、知事決裁にて海区委員が決定）

鳥取海区漁業調整委員会の委員選任に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第138条第1項の規定に基づき、知事が鳥取海区漁業調整委員会の委員（以下「海区委員」という。）を任命するための手続きに関し、法及び漁業法施行規則（昭和25年農林水産省令第16号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集)

第2条 法第139条第1項の規定に基づき、海区委員を推薦及び募集する方法は、次のとおりとする。

- (1) 漁業者等からの推薦
- (2) 漁業関係団体からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦を受ける者及び応募する者の資格)

第3条 海区委員として、推薦を受ける者及び応募する者は、漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者で、委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 年齢満18歳未満の者でないこと。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (4) 県内在住であること。（漁業者等委員に限る）
- (5) 他の附属機関の委員に就任していないこと。
- (6) 委員会の会議等に出席できること。
- (7) 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと。
- (8) 県議会議員及び県職員でないこと。

(委員の定数)

第4条 法第138条第2項の規定に基づき、海区委員の定数については10名とし、委員の区分ごとの人数は、次のとおりとする。

- (1) 法第138条第5項に規定する漁業者又は漁業従事者（漁業者等委員）6名
- (2) 法第138条第7項に規定する資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者（学識経験委員）3名程度
- (3) 法第138条第7項に規定する海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）1名程度

(推薦の手続)

第5条 第2条第1号に規定する推薦は、漁業者等3名以上が連名し、代表者が鳥取海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（個人用）（別記様式第1号）により推薦するものとする。

2 第2条第2号に規定する推薦は、団体の代表者が鳥取海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（団体用）（別記様式第2号）により推薦するものとする。

3 推薦をする者の代表者は、推薦する委員の区分及びその他の必要事項を記載した推薦書を、郵送又は持参により知事に提出するものとする。

(応募の手続)

第6条 第2条第3号に規定する応募は、鳥取海区漁業調整委員会委員候補者応募書(別記様式第3号)により応募するものとする。

2 応募者は、応募する委員の区分及びその他の必要事項を記載した応募書を、郵送又は持参により知事に提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第7条 知事は、海区委員の推薦及び募集に当たっては、次に掲げる事項について県ホームページへの掲載等により、漁業者等の関係者への周知に努めるものとする。

- (1) 機関の名称、設置目的
- (2) 委員の役割
- (3) 推薦及び募集人数
- (4) 任命の時期及び任期
- (5) 推薦及び応募資格
- (6) 推薦及び応募方法
- (7) 委員の決定方法
- (8) 委員会等の開催回数・頻度
- (9) 推薦及び応募方法
- (9) 委員報酬
- (10) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(推薦及び応募の状況の公表等)

第8条 推薦及び募集の期間は、おおむね30日間とし、県ホームページに、推薦・募集期間の中間及び期間終了後遅滞なく、次の各号に規定される事項を公表するものとする。

- (1) 推薦を受けた者及び応募した者に関する情報(住所・生年月日・電話番号を除く)
- (2) 推薦を受けた者の委員の区分ごとの数
- (3) 応募した者の委員の区分ごとの数

(候補者の評価)

第9条 知事は、第4条及び第5条の規定により推薦を受けた者及び募集に応じた者が、定数を上回る場合又はその他必要と認めるときは、鳥取海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置規程に基づく鳥取海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を開催するものとする。

(委員の選任)

第10条 知事は、評価委員会の意見を参考に候補者を決定し、当該候補者について議会の同意を得たうえで、海区委員に任命するものとする。

(委員の補充)

第11条 知事は、罷免、失職及び辞任等により海区委員に欠員が生じたことにより、委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合又は、漁業者等委員が委員の過半数を占めることとする要件や学識経験を有する者及び利害関係を有しない者が含まれることとする要件を満たさなくなった場合は、この要綱に定める手続きに基づき、速やかに海区委員の補充に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月28日から施行する。

鳥取海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（個人用）

年 月 日

鳥取県知事 様

推薦者代表 氏名

1. 推薦をする者（推薦者代表を含む）

氏 名	住 所	電話番号	職 業	年齢	性別
					男・女
					男・女
					男・女
推薦する委員の区分		漁業者等委員・学識経験委員・中立委員			
推薦の理由及び海区委員として取り組んでほしいこと					

※上記、推薦をする者が4人以上の場合は、次ページへ記載

2. 推薦を受ける者

フリガナ 氏 名		住 所			
職 業		生年月日 (年齢)	・ (歳)	性 別	男・女
電話番号					
指導漁業士、認定漁業者又は中核的漁業者である場合は、右欄に○を記入					
指導漁業士		認定漁業者		中核的漁業者	
漁業経営状況（主な漁業種類 及び従事年数）					
経 歴（職歴、役職名・資格・漁業関係の受賞歴等）					

--

推薦をする者が4人以上の場合に記載

氏 名	住 所	電話番号	職 業	年齢	性別
					男・女
					男・女
					男・女
					男・女
					男・女
					男・女
					男・女

3. 推薦を受ける者の同意及び資格に関する誓約

私（被推薦者）は、鳥取海区漁業調整委員会の委員候補者として、推薦を受けることに同意し、推薦を受ける者の資格を満たす者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名 _____

鳥取海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（団体用）

年 月 日

鳥取県知事 様

団体の名称

代表者氏名

3. 推薦をする者

団体の名称			所在地		
代表者氏名					
団体の目的					
構成員の数		構成員たる資格			
推薦する委員の区分			漁業者等委員・学識経験委員・中立委員		
推薦の理由及び海区委員として取り組んでほしいこと					

4. 推薦を受ける者

フリガナ 氏 名			住 所			
職 業			生年月日 (年齢)	・ (歳)	性 別	男・女
電話番号						
指導漁業士、認定漁業者又は中核的漁業者である場合は、右欄に○を記入						
指導漁業士		認定漁業者		中核的漁業者		
漁業経営状況（主な漁業種類 及び従事年数）						
経 歴（職歴、役職名・資格・漁業関係の受賞歴等）						

3. 推薦を受ける者の同意及び資格に関する誓約

私（被推薦者）は、鳥取海区漁業調整委員会の委員候補者として、推薦を受けることに同意し、推薦を受ける者の資格を満たす者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名 _____

鳥取海区漁業調整委員会委員候補者応募書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
氏名

1. 応募をする者

フリガナ 氏 名		住 所			
職 業		生年月日 (年齢)	. . (歳)	性 別	男・女
電話番号					
指導漁業士、認定漁業者又は中核的漁業者である場合は、右欄に○を記入					
指導漁業士		認定漁業者		中核的漁業者	
応募する委員の区分		漁業者等委員・学識経験委員・中立委員			
漁業経営状況（主な漁業種類 及び従事年数）					
経 歴（職歴、役職名・資格・漁業関係の受賞歴等）					
応募の理由					
海区委員として取り組みたいこと					

2. 応募する者の資格に関する誓約

私は、応募する者の資格を満たす者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名 _____

鳥取海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（個人用）

年 月 日

鳥取県知事 様

推薦者代表 氏名

1. 推薦をする者（推薦者代表を含む）

氏 名	住 所	電話番号	職 業	年齢	性別
					男・女
					男・女
					男・女
推薦する委員の区分		漁業者等委員・学識経験委員・中立委員			
推薦の理由及び海区委員として取り組んでほしいこと					

※上記、推薦をする者が4人以上の場合は、次ページへ記載

2. 推薦を受ける者

フリガナ 氏 名		住 所			
職 業		生年月日 (年齢)	・ (歳)	性 別	男・女
電話番号					
指導漁業士、認定漁業者又は中核的漁業者である場合は、右欄に○を記入					
指導漁業士		認定漁業者		中核的漁業者	
漁業経営状況（主な漁業種類 及び従事年数）					
経 歴（職歴、役職名・資格・漁業関係の受賞歴等）					

--

推薦をする者が4人以上の場合に記載

氏 名	住 所	電話番号	職 業	年齢	性別
					男・女
					男・女
					男・女
					男・女
					男・女
					男・女
					男・女

3. 推薦を受ける者の同意及び資格に関する誓約

私（被推薦者）は、鳥取海区漁業調整委員会の委員候補者として、推薦を受けることに同意し、推薦を受ける者の資格を満たす者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名 _____

鳥取海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（団体用）

年 月 日

鳥取県知事 様

団体の名称

代表者氏名

1. 推薦をする者

団体の名称			所在地		
代表者氏名					
団体の目的					
構成員の数		構成員たる資格			
推薦する委員の区分			漁業者等委員・学識経験委員・中立委員		
推薦の理由及び海区委員として取り組んでほしいこと					

2. 推薦を受ける者

フリガナ 氏 名			住 所			
職 業			生年月日 (年齢)	・ (歳)	性 別	男・女
電話番号						
指導漁業士、認定漁業者又は中核的漁業者である場合は、右欄に○を記入						
指導漁業士		認定漁業者		中核的漁業者		
漁業経営状況（主な漁業種類 及び従事年数）						
経 歴（職歴、役職名・資格・漁業関係の受賞歴等）						

3. 推薦を受ける者の同意及び資格に関する誓約

私（被推薦者）は、鳥取海区漁業調整委員会の委員候補者として、推薦を受けることに同意し、推薦を受ける者の資格を満たす者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名 _____

鳥取海区漁業調整委員会委員候補者応募書

年 月 日

鳥取県知事 様

住所
氏名

1. 応募をする者

フリガナ 氏 名		住 所			
職 業		生年月日 (年齢)	. . (歳)	性 別	男・女
電話番号					
指導漁業士、認定漁業者又は中核的漁業者である場合は、右欄に○を記入					
指導漁業士		認定漁業者		中核的漁業者	
応募する委員の区分		漁業者等委員・学識経験委員・中立委員			
漁業経営状況（主な漁業種類 及び従事年数）					
経 歴（職歴、役職名・資格・漁業関係の受賞歴等）					
応募の理由					
海区委員として取り組みたいこと					

--

2. 応募する者の資格に関する誓約

私は、応募する者の資格を満たす者であることを誓約します。

年 月 日

氏 名 _____

鳥取県附属機関委員公募実施要領

第 1 趣旨

この要領は、附属機関委員選任基準（平成 13 年 12 月 26 日職第 3249 号総務部長通知。以下「選任基準」という。）3 の（4）に規定する附属機関委員の公募の実施に当たり、当該委員の公募方法等について必要な事項を定めるものとする。

第 2 公募の対象となる附属機関

委員公募の対象となる附属機関は、県政運営について調査、意見の聴取等を行う機関（著しく専門性の高い機関、その他特別な理由を有する機関として人事企画課長が認めた場合を除く。）を対象とする。

第 3 応募者の資格

委員の公募に応募することができる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- （1）原則として、就任時点で満 18 歳以上の方であること（未成年の場合、保護者等の同意があること）。

ただし、特に若い世代や学生の意見を聴取する必要がある審議会等について「高校生以上」等の条件を付して公募を行うことも可能とする。

- （2）県内在住であること。
（3）他の附属機関の委員に就任していないこと。
（4）審議会等の会議等に出席できること。
（5）鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年鳥取県条例第 3 号）に規定する暴力団員等でないこと。
（6）県議会議員及び県職員でないこと。
（7）前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める要件を満たす者
※ 公募による委員であっても、選任基準が適用になるため、以下の点にも留意し、応募資格を定め募集をすること。
・男女のいずれか一方のみを対象に公募を行うことは不適切であることから、公募委員が男女いずれであっても男女別委員数の割合の基準を満たすよう、全体の委員構成を調整すること。

第 4 公募方法等

委員の公募に当たっては、次に掲げる事項について新聞広告、県ホームページへの掲載等の方法により、広く周知を行うものとする。

- （1）附属機関の名称、設置目的及び役割
（2）募集人数
（3）応募資格
（4）募集期間（募集期限） ※ 概ね 2 週間以上とする。
（5）任命の時期及び任期
（6）委員報酬
（7）審議会等の開催回数・頻度
（8）応募方法
（9）公募委員の決定方法
（10）問合せ先
（11）前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項
2 前項の県ホームページへの掲載等は、募集期限までに時間的な余裕を持って行うものとする。

第 5 応募方法等

委員の公募は、次に掲げる事項のうち、執行機関が指定するものを記載した応募用紙を提出させる方法により行うものとする。

- (1) 応募する審議会等の名称
 - (2) 住所、氏名、生年月日、性別及び電話番号
 - (3) 応募の動機
 - (4) 応募用紙の提出方法（郵送、ファクシミリ、メール、直接持参など）
 - (5) その他委員の選考に必要な事項
- 2 前項の応募用紙は、返還しないものとする。

第6 公募委員の決定方法等

公募委員の決定は、応募用紙による書類選考、抽選等の方法により行うものとする。

- 2 選考により委員を選任する場合には、結果について疑義が生じないよう、選考委員（県職員で可）、採点基準及び採点表をあらかじめ定め、これにより選考を行うこと。

なお、採点表については、鳥取県個人情報保護条例等により開示請求の対象となり得るものであるので留意すること。

- 3 抽選・選考等の結果については、合否にかかわらず全ての応募者に通知するものとする。

第7 特例

公募を行った場合において、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任することができる。

- (1) 募集期限までに応募がなかったとき及び第6第1項の規定による選考の結果、該当者がなかったとき。

例：公募委員1名で募集したが、応募ゼロであったため、公募委員ゼロとする。

公募委員1名で募集したが、面接や論文試験等の結果、期待する一定の要件（点数）を満たさなかったため、公募委員ゼロとする。

- (2) 募集期限までに募集人員に満たなかったとき及び第6第1項の規定による選考の結果、該当者が募集人員に満たなかったとき。

例：公募委員3名で募集したが、応募者が2名しかなく、面接や論文試験等の結果、期待する一定の要件（点数）を満たす者が1名だったため、公募委員は1名とする。

第8 人事企画課への事前協議

委員公募の可否については、必ず事前（選任の2ヶ月前まで）に人事企画課へ協議を行うものとする。

第9 その他

第4～6に掲げる内容に係る技術的な助言は県民参画協働課で行い、第7～8に掲げる審査は人事企画課で行うものとする。

附 則

この要領は平成27年3月30日から施行し、同年7月1日以降の附属機関委員の選任から適用する。

附 則

この要領は平成28年1月14日から施行する。

附 則

この要領は平成29年5月19日から施行する。

附 則

この要領は令和2年1月29日から施行する。